

裁 決 書

審査請求人

審査請求代理人

処 分 庁

山形市福祉事務所長

審査請求人が平成21年5月18日付けで提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）における生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成21年4月30日付けで審査請求人に対して行った生活保護申請却下決定処分を取り消す。

理 由

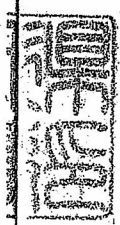
第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人_____（以下「請求人」という。）は、平成21年4月30日付けで山形市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）について不服を申立てているものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由として、請求人は次の点から本件処分は不当であると主張しているものである。



- (1) 請求人は、請求人の友人である_____（以下「友人」という。）の依頼により請求人名義の預金口座を作成し、友人に貸与しており、当該預金口座は友人の管理下にあり友人の給与が入金されていることについて、友人の上申書その他の証拠書類を提出し友人を同行させ処分庁に対し説明を行ったにもかかわらず、当該預金口座に入金された友人の給与を用い生活保護の要否判定を行い申請却下とした本件処分は不当である。
- (2) 処分庁は、当該預金口座に入金されているものが友人の給与であることを証明するため、友人の雇用主の証明書の提出を請求人に対し求めているが、証明事項の具体的な指示はなく、請求人とは雇用関係にない友人の雇用主に依頼することは請求人にとり極めて困難であり、法第1条及び第2条からすれば事実の挙証責任は処分庁にあり、それを請求人に求め、自らは調査を怠って不確かな事実確認のまま申請却下とした本件処分は不当である。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人は平成21年4月1日処分庁に対し生活保護申請を行い、処分庁はこれを受理したこと。
- (2) 処分庁は調査を行い、請求人名義の預金口座に給与振込があることを確認したこと。
- (3) 請求人と友人は平成21年4月17日処分庁に来庁し、当該預金口座は友人の依頼により請求人名義の預金口座を作成し貸与したものであること、友人は請求人の名を騙り就労しその給与が当該預金口座に振り込まれていること、請求人名の源泉徴収票及び請求人あての_____課長の文書の写しを提示し、それらが実は請求人の名を騙る友人に発行又は送付されたものであり、それらに記載された請求人の生年月日が請求人の年齢と異なることをもって当該預金口座及び入金された給与が友人のものである旨主張したこと。
- (4) 処分庁は、請求人に対し、友人の上申書では証拠能力が不十分なことから、証拠として友人の雇用主の証明を求めたが、生活保護申請却下決定に至るまでに提出されなかったこと。
- (5) 請求人、審査請求代理人_____及び友人は平成21年4月23日処分庁に来庁し、友人名の上申書を提出し、また当該預金口座を解約したことを説明したこと。
- (6) 平成21年4月27日、処分庁はケース診断会議の結果、雇用主等第三者からの証明がない限りは、当該預金口座入金の給与を請求人の給与収入として認定せざるを得ないとして、要否判定の上、却下することとしたこと。
- (7) 平成21年4月30日、処分庁は請求人に保護申請却下通知書を交付したこと。

- (8) 請求人は、平成21年5月12日付けで友人の雇用主の証明書を手し、これを添付して平成21年5月13日付けで再度生活保護の申請を行い、保護開始決定されたこと。
- (9) 請求人は、平成21年5月18日付けで本件審査請求を提起したこと。

2 判 断

- (1) 法第4条第1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。
- (2) 利用し得る預貯金があれば活用することが生活保護の要件であり、請求人への生活保護の適用には、請求人が請求人名義の預金口座の活用を図ることが前提となるが、請求人は処分庁に対し、当該預金口座は友人の依頼により作成し貸与したもので友人の管理下にあり、請求人には利用し得ない資産である旨主張しており、その事実関係が確認できれば当該預金口座を請求人の資産から除外することになる。
- (3) 請求人は、処分庁へ友人名の上申書を提出し、処分庁は、友人の上申書では証拠能力が不十分と判断し、証拠として友人の雇用主の証明を求めたが、この処分庁の判断は妥当である。
- また請求人は、処分庁へ請求人名の源泉徴収票及び請求人あての_____課長の文書の写しを提示しているが、これらの書類では、友人が請求人の名を騙っていたことを推測できるに過ぎない。
- (4) 処分庁は、友人の雇用主の証明の提出を指示したが提出がなかったため当該預金口座入金の給与を請求人の給与収入として認定し、一方請求人は、処分庁から証明事項の具体的な指示がなかったこと、請求人とは雇用関係にならない友人の雇用主に依頼することは請求人にとり極めて困難なことを主張しているが、請求人から処分庁への相談、処分庁から請求人への進捗状況の確認等、お互いが意思疎通を図るよう努力すれば問題は発生しなかったものと思慮される。
- (5) 処分庁は、法第29条が保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況につき、銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に報告を求めることができるとされており、請求人の給与収入として認定するにあたり疑義がある場合はその雇主に報告を求め、それを踏まえ保護の要否を決定する必要があったが、これが行われないまま却下決定処分に至ったことについては、申請に対し十分な調査を行わずに保護の要否を決定したということであり、不適切であると言わざるを得ない。
- (6) 平成21年5月13日付けで再度生活保護の申請が行われ、友人の雇用主の証明書の添付を契機として事実確認が行われ保護開始決定されたことを

踏まえれば、最初の申請の段階で処分庁による事実確認が行われていれば、その段階で保護開始決定されていたものと考えられる。

3 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成21年 7月 7日

審査庁 山形県知事

吉村 美栄子

